

市川都市計画道路の変更（市川市決定）について（付議）

【資料】

1. 変更計画書	P 2
2. 変更理由書	P 3
3. 位置図（抜粋）	P 4
4. 計画図（抜粋）	P 5
5. 意見書の要旨	P 6

＜注意＞

この資料は、都市計画審議会の付議資料であり、
都市計画決定図書ではありません。

令和2年8月21日

市川都市計画道路の変更（市川市決定）

都市計画道路中 3・3・9号柏井大町線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・9	柏井大町線	市川市 柏井町 1丁目	市川市 大町	市川市 大野町 3丁目	約 4,400 m	地表式	4車線	22 m	幹線街路と立体交差1箇所（連結側道とは平面交差） 幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

1・3・4号北千葉道路2号線の新規決定等に伴い、幅員を一部変更するとともに、交差構造、車線数を決定するものである。

市川都市計画道路（市川市決定）の変更理由書

市川都市計画道路 3・3・9 号柏井大町線は、松戸都市計画道路 3・3・7 号横須賀紙敷線などと一体となって、船橋市域から流山市域を結ぶ広域的な幹線道路の一部であり、このうち市川市域については、市の北東部を南北に結び延長約 4,400m、幅員 22m で都市計画決定されている。

本路線のうち、船橋市境から柏井町 1 丁目までの約 520m 区間については整備が進められているが、同区間から大町地先までの延長約 3,880m 区間は未整備となっている。この未整備区間で本路線に交差する一般国道 464 号北千葉道路は、新たに自動車専用道路が計画されるときともに、インターチェンジや副道等の整備も計画されたことから、市川都市計画道路 3・1・5 号大町線については幅員等を変更し、同 1・3・4 号北千葉道路 2 号線を新たに追加することとなった。

これに伴い、本路線と北千葉道路との交差部については、4 車線同士の交差となることや周辺の地形の状況等から、交差方法を平面交差から立体交差に変更するとともに、連結側道を新たに設け、北千葉道路と平面交差とするため、幅員を変更し、併せて車線数を 4 車線に決定する都市計画変更を行うものである。

市川都市計画図

總括圖(新)

09KE822

09KE831

09KE824

09KE823

09KE814

凡例

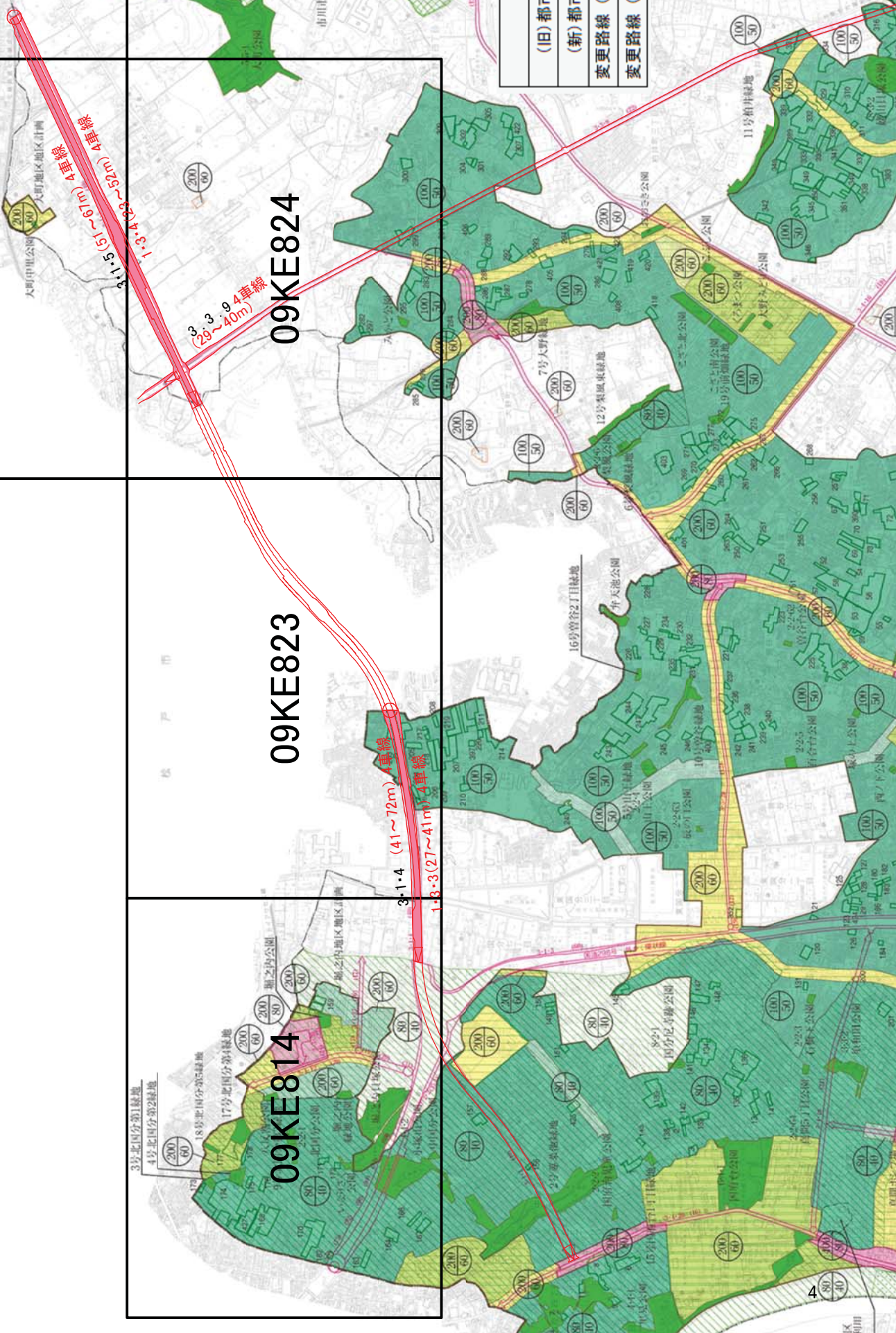
(旧)都市計画線

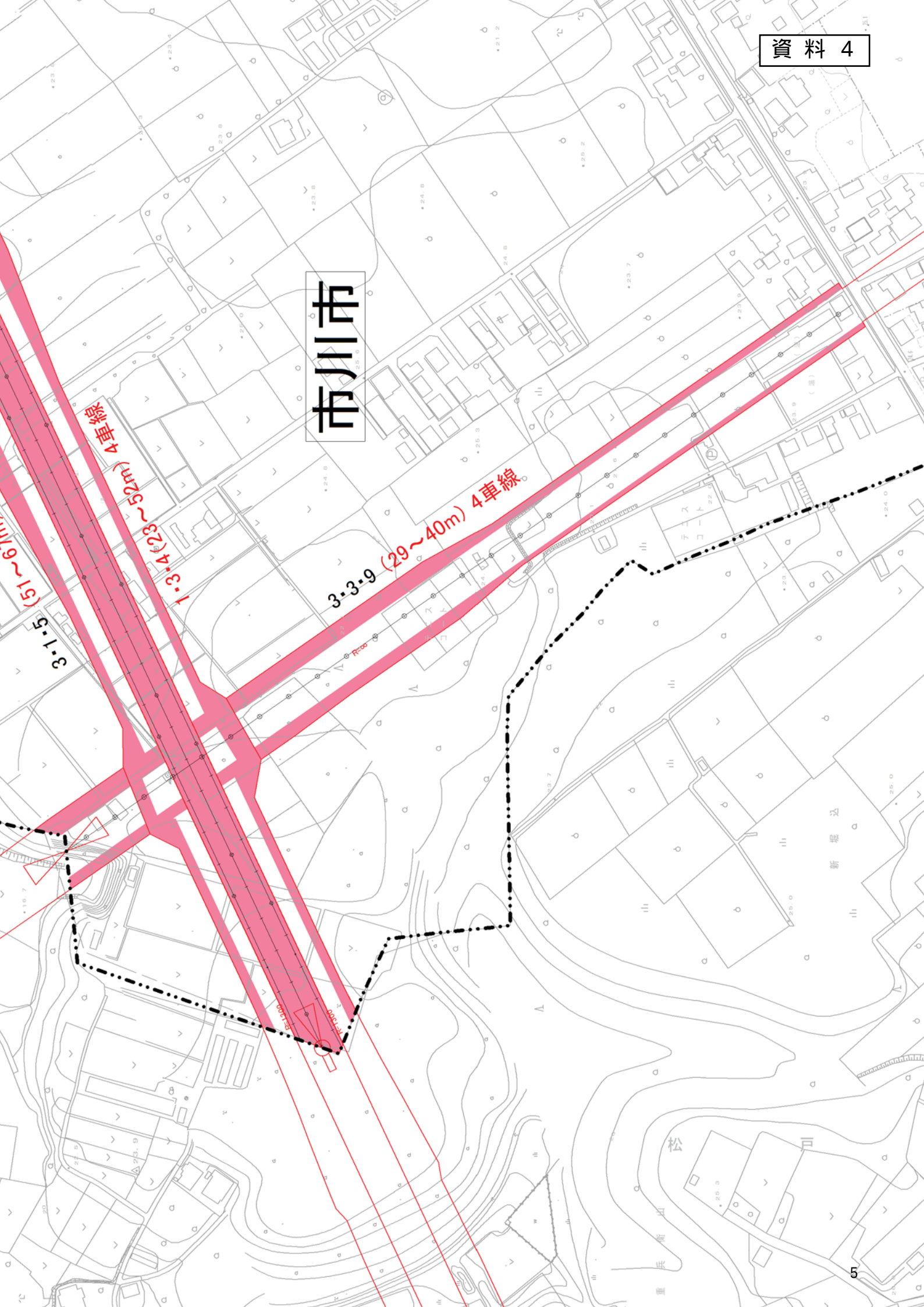
(新)都市計画線

變更路線 (追加箇所)

變更路線（廃止箇所）

資料 3





市川市

3・1・5 (51~61m) 4車線

1・3・4 (23~32m) 4車線

3・3・9 (29~40m) 4車線

100.0

意見書の要旨

都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により都市計画の案を縦覧したところ意見書の提出がありましたので、同法第19条第2項の規定により、その要旨を貴審議会に提出します。

◎提出された意見書の数 1 通

◎提出者の住所 真間4丁目 1名

◎意見書の要旨及び対応方針

意 見 書 の 要 旨	対 応 方 針
北千葉道路の周辺土地利用の変化を前提とした計画は市北部に残されている緑地を喪失させ、景観、保水機能、大気汚染防止などの機能を失わせる。3・3・9号はその影響をさらに面的に広げる。	市川市都市計画マスタープランでは、北千葉道路及び都市計画道路3・3・9号の沿線は、農業生産の場や貴重な緑の空間を保全し、開発等の抑制に努める地域となっております。 なお、地権者から土地利用転換等の意向が示された場合は、周辺環境と調和した適切な土地利用への誘導を検討してまいります。